

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第 四 號 第 二 十 二 卷

大 正 十 四 年 四 月 一 日 發 行

論 叢

- 土地國有に關する諸說概評……………法學博士 田島 錦治
- フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎
- 日銀物價指數の研究……………法學士 汐見 三郎
- 御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

時 論

- 物價と租税の不公平……………法學博士 神戸 正雄

說 苑

- 朝鮮の雜種農業……………法學博士 河田 嗣郎
- 貨幣の對内及び對外價値の變動と貿易並びに爲替との關係……………經濟學士 谷口 吉彦

雜 錄

- 統計的研究に於ける選擇意思……………經濟學士 岡崎 文規
- 海運同盟の研究に關する參考資料に就いて……………法學士 小島昌太郎

御家人の特質 (二・完)

三浦 周行

六 御家人の義務

御家人は幕府に對して相當の義務を負擔せしめられたり、これを御家人役といふ。御家人役は御家人の所謂關東即ち幕府に對する義務なるより又關東御役とも稱せらる。

一 京都大番役 御家人役の中最も重要なるものを京都大番役と爲す。京都大番は又内裏大番・大内大番・内裏守護ともいひ、單に大番ともいへり。諸國の御家人が上京して内裏を始め、京都の警衛に任ずるものなり。此義務を大番役若しくは單に番役といひ、別に兵士役の稱あり、此役に就けるものを大番衆又は大番人といへり。吾妻鏡等に内裏守護以下關東御役人抔とあるを見るも、關東諸役中第一位に置かれしを知るべきなり。

大番は衛士の遺制なり。中古の兵制はもと唐制に基きて制定せられしものなるも、其後時宜を酌量して數回の修正を経たり。衛士とは諸國の國司が部内の兵士より選抜して京都に送り、衛府に屬して其訓練を受けしめ、主として内裏の警衛に従はしむるものをいふ。軍防令に據れば、衛

士の上番は、其往復の日數を除きて一個年を以て年限となすものなり。然るに養老五年、時の兵部卿阿部朝臣首名オホノミナが諸衛の衛士の多年の苦役に堪へずして逃亡すること己まざるを以て、三年に短縮せんことを奏せしかば、其翌年(六年)に三年交代の制に改められたり。首名の上奏文中「壯年從_レ役、白首歸_レ郷」の文あり。其交代年限の數十年に互れるを推知すべきなり。されば大日本史の兵志には其令制と合はざるを指摘して、「令文蓋後來所改定」といへり。然れども今の令即ち養老令は既に本朝法家文書目錄にも見わたるが如く、其編纂は養老二年にありと雖ども、實施期は天平勝寶九年(天平寶字元年)にして、それ迄は尙ほ前令たる大寶令が其効力を有し居たりしなり。而して我令の母法とせる唐の兵制に於ても、諸衛府に衛士ありしが、徵兵の規定に至りては、一般兵士の二十歳にして徵募せられ、六十歳にして免役せらるゝの外、別に除外例を設けしものあるを見ざれば、衛士にもこれを適用せられたりしなるべく、我大寶令は此唐制を採用して、年齢二十一歳以上六十歳以下の正丁を衛士に充てしなるべく、其在役年限餘りに長期に失せる爲め、阿部首名の奏議を採用して養老六年に三箇年に短縮せるものならん。但是より先き、和銅四年に衛士が彫弱にして武藝に習はざるもの多かりしより、敕して更に勇敢にして武に習へるものを選び、一年毎に交代せしむることせられしも、そは一時的の制にして、復長期に改まりしと見わたる。

養老令の實施以來、和銅四年の改正の如く一箇年を以て衛士の交代年限としたりしが、其後復三年に復せしは、延喜式に衛士の交替は三箇年を限りとすとあるにて知らる。然るに令の兵制が弛廢して行はれざるに及びて、何時しかこれに代はるべき新兵制の發達を來たすに至れり。所謂大番の制これなり。

中古の兵制は原則として兵器糧食自辨の方針を取れり。此くの如きは資産に乏き人民の能く堪へ得べきところにあらず、況んや衛士として京都に赴くに於てをや。されば寶龜十一年の太政官奏にては、當時羸弱の人民が、其庸を免れんが爲めに兵役に就き、國司軍毅も私にこれを驅使して訓練を施さざれば、實戰に當りて殆んど其用を爲さずとなし、般富の民にして弓馬に堪ふるものを選びて、武藝を習はしめんことを奏請して裁可を経たり。地方制度の紊亂に伴ひ、諸國の豪族が一般に兵力を蓄へておのづから武士階級を形作るに及び、朝廷は此輩をして軍事若しくは警察の事に従はしむると共に、又或期間京都に徵集して衛士の兵役に就かしむること、なせるなり。而して當時に於ける徵募の方法は詳かならずと雖ども、恐らくは後世のそれと同じく、所有田地の高に依りて員數を定められしものならん。此くの如く資産あり、且つ武術の素養ありしものを以て大番に充て、内裏の警衛を主とせしめられしより、(中宮御所の大番は小右記に見ゆ)大番の稱は出でたりしも、其職務に至りては衛士と異ならず。されば大番は中古兵制の廢弛に依り

て生れたる新制度にして、從來の衛士に代ふるに武士を以てせるものなり。而して是等の武士が源氏若しくは平氏と從屬關係を結ぶに及びて彼等が其兵役につきても、亦二氏の統制を受くることゝなれるは自然の結果なりとす。

平氏の盛時、諸國の武士が概ね平氏の家人たりし時代にありては、是等大番の武士もおのづから平氏の統制を受けたるもの多かりしならん。然れども此時代に於ける制度上の施設につきては記録の徴すべきものなし。頼朝が平氏に代り諸國の武士を麾下に收容して其家人となすに及びて、始めて制度の稍と觀るべきものあるに至れり。

頼朝は京都大番を御家人の幕府に對する義務中最も重要なものゝ一として、これを其地頭御家人に負擔せしめ、苟しくも幕府の御家人たるものは、其僧俗男女老幼に依りて此義務を免るゝことを得べからず。神社寺院の所領の恩給を受けて御家人に准せられたるもの、亦他の御家人役を免除せられしも、獨り京都大番役は此限にあらざりしなり。彼等の中には事情已むを得ずして兵役に就くこと能はざるものなかりしにあらざ、されど彼等が名代即ち代人を出だして己れに代らしむるは、頼朝以前より行はれたる慣行なり。熊谷直實が久下直光の代官として、(吾妻鏡建久三年十一月二十五日條)又前記六條若宮の別當秀嚴が其奉仕する神社の爲めに京都大番役を勤仕せしめられしが如きは其一例なり。頼朝は一時勅裁を仰ぎて諸國の在廳・莊園公領の下司・惣押領

使等を自己の管理に歸せしめたりしが、こは其兵力充實の必要に出でたりしを以て、御家人にあらざる彼等に向つても亦内裏守護以下の關東役を負擔せしめたりしなり。後世、元寇防禦の必要上、幕府が一時本所の莊官を幕府の管轄に移し、も亦略同一の事情に依るものと謂ふべし。

頼朝は大番の兵士の徵募監督を諸國の守護に委し、これを以て守護の職務中最も重要なものゝ一としたりしかば、後世に至る迄、守護職補任の政所下文には何れも任國の家人が守護の催促に従ひて大番役を勤仕すべきことを載するを例とせり。(和田文書建久七年十一月七日及び承元三年六月十六日和泉國守護に與へし幕府政所下文、及び吾妻鏡正治元年十二月二十九日播磨國守護小山朝政補任の條等參照)守護の外には便宜上、家族制度に依りて一門の上首たる總領の統制を受けしめしこともなきにあらず。建久二年十月七日、幕府が守護の召集に應じ若しくは一門の上首に屬して大番役を勤むべきを御家人に令せるは即ちこれを示すものなり。而して大番役を幕府の給與し若くは承認せる所領の分限、即ち其高に賦課することにつきては、從來の慣行を襲用したれば、此點よりして大番役は御家人役と稱するよりも、寧ろ所領役と稱するを適當としたりしなり。

所領は御家人資格の要件たり。御家人が所領に依りて負擔すべき御家人役は御家人の義務たると同時に、又其權利なりといふことを得べし、況んや御家人役中の隨一たる大番役に於てをや。

大番役は此御家人たり、准御家人たりしものにして、始めてこれに應すべく、それ以外は幕府の全然此義務より除外するところにして、縦し本人みづから志願するも、幕府はこれに向つて許可を與ふるの限にあらざりしなり。建久三年六月二十日の幕府政所下文に於て、幕府は美濃國の地頭中、御家人たる程のものは皆其守護大内惟義の催促(召集)に應じ、上京して大番役を勤仕すべきことを令せしが、其中公領よりは召集すべからざることを命じ、又御家人とすべからざるものは、其理由を具申すべしといひて、暗に御家人にあらざるものに對しては召集を免除すべき意を示せり。故に公領に屬するものは勿論、神社領寺領の如きも幕府の寄附を受けざるものは幕府に對して大番役を負擔すべき義務なし。高野山文書又續寶簡集(百一)に收むる建久八年八月十九日附の幕府の下文には、内裏大番役催使の高野山領入部を禁せること左の如きものあり、

内裏大番役催使入高野御領事、早可令停止、但於堪器量之輩者、雖無使之催尋聞月充、可令勤仕者、依前右大將殿仰執達如件

建久八年八月十九日

前右京進中原 在判

大藏丞 在原 在判
(藤カ)

散位 藤原 在判

本書は内容形式共に多少の疑を容るべき點あるも、幕府の干涉を許さざる社寺領が大番役の徴

募を免るべきは當然なるのみならず、此種の社寺領の莊官にして御家人たらざるものも、亦其義務より除外せらるべきは言ふ迄もなし。隅田文書に收むる建保三年八月二十四日隅田八幡宮寺公文所下文に(○上略)「且右大將殿御時、大番役雖被充催御家人、於神領庄官者、殊不入見參之輩、尙以被免除畢、况守護人自由催促敢不可承引」云々といへるも亦御家人ならざるものに向つて大番役を免除せらるべきを明かにせるものなり。而かも彼等の中には、往々國司領家に抵抗せんとする不純の意圖を以て、御家人の名を假りて大番役を勤仕せんことを申出づるものありしが如し。守護の職權を定めたる貞永式目(第三條)に「抑雖爲重代御家人、無當時之所帶者、不能驅催、兼又所々下司庄官以下、假其名於御家人、對捍國司領家之下知云々、如然之輩可勤守護所役之由縱雖望申、一切不可加催」と規定して、大番役等の守護の所役が、御家人の所領を對象とするものにて、所領を喪失せるものは、重代の御家人たりとも召集の限にあらず、又御家人にあらざるもの、服役を志願するものありとも許可すべからずとせるは正に賴朝以來の傳統的精神を具體化するものと謂はざるべからず。

所領の分限即ち高に對する大番役の當初の割當方は明瞭を缺くも、和田文書に收むる文永九年十月六日の和泉國家人大番兵士支配狀に「分限惣田數上方分貳百拾參町漆段參百步、但二町五反別兵士一人定」とあるに據れば、當時御家人は其二町五段毎に一人の兵士を出だすを要したるな

り。而してこれが經費に充つる爲め大番大雜事若しくは大番役錢と稱するものを徵收せり。諸家文書纂に收むる正元二年三月十五日源頼長等連署の讓狀に、其田島に對して京都大番役錢壹貫五百文、島役錢三百八拾七文等の所役あることを載せ、正木文書弘長二年八月二十八日覺智(時兼)の讓狀にも「京かまくらのをうはんといひ、御わうはんといひ、かれこれ五町かくうしをつとむへし」といへるものはなり。寛元三年五月九日、幕府は西國の新補地頭が京都大番役として段別課

(公事)

役を徵收するを不當とし、自後夫役雜事以外は一切停止すべきを令せり。文永六年八月二日東寺領若狹國太良莊雜掌は、同莊の地頭若狹定連(四郎入道)が大番雜事として段別に錢貳百五拾文を課せるを不服として、若狹國內の先例よりするも、寛元三年五月九日の式目追加よりするも、人夫召仕即ち人夫役若しくは夫役雜事と稱するもの、外は應ずるの義務なきことを訴へたり。(東寺文書)而して幕府が本所の莊官を御家人に准じて大番に召集することより、本所の不滿を買ふを恐れたるは天福元年五月一日の御教書に於て、「抑雖假名下司職、非御家人列者、守護人更不可令催促大番役、若充催其役者、可爲本所之鬱訴之故也」といへるに依りても知らるべし。守護の徵募に應じて上京せる諸國の大番衆は、後世のそれの如く、主從所在の民戸に寄宿し、京都に於ける一定の詰所、即ち所謂役所に出で、警備の任に當り兼ねて犯人の逮捕等の警察事務を取りしなり。明月記建仁二年八月七日條に、「近日武士入洛、不知其數、門々戸々入宿云々、依

之人口噉々、但例大番有勢物上古如此云々」と見ゆ、又同書嘉祿元年十月十七日條にも「武士多入洛云々、或云、例大番替料、或云、二品(政子)骨送高野、供奉多慕來云々」と見わたるは大番兵士の更代期に於て多く上京せるを見るべし。彼等の詰所としては内裏棟門役所、中御門大宮箒屋(以上和田文書)五條内裏西對の南妻(深堀文書)新院御所殿上口(東寺文書)等の名關係文書に散見せり。彼等の中には多くの從卒(下人)を隨へ、剩へ妻を同伴せるものもあり、(三浦泰時の如き)明月記の所謂大番有勢物程多數の同行者を率ゐしなるべく、其更代期には頗る雜沓を極めて京人の視聽を聳かし、ならん。

大番の更代期につきては、承久軍物語に、平政子が部下の將士に語れる訓示の一節、從來一般に事實として認められ居れり。即ち頼朝以前にありては全國の武士、三年間の大番を一生の大事となし、家子郎等に至る迄も盛裝せしめて上京すと雖ども、三年の滯京に資力耗盡し期満ちて後は徒跣にて國に就きたりしを、頼朝これを憐みて六箇月に短縮し、何人も其任を全くするを得せしめられたれば、士心大に悦服せりといふにあり。此事たる吾妻鏡等の實錄諸書に載せざるところなりと雖ども、頼朝の士心を收攬せんと努めたりし一般政策より推すも、他に反證の出でざる限り、姑くこれを事實と認めて不可なかるべし。果して然らば大番は衛士の遺制として、其更代年限は尙ほ三箇年に定められ居たりしなり。(曾我物語にも三年間滯京して大番を勤仕せしこと見ゆ)然るに頼朝は其期限の餘りに長く、御家人の負擔の重きに過ぐるを認めて、これが短縮を斷

行したりしならん。但其期限を一箇年となすは既に先例の存するあるも、これを六箇月となすは劇變も亦甚しく、實行上支障を生ずべしとの疑もあらんか。然れども後世大番の年限の六箇月となりし事實あるのみならず、或る時代には三箇月を以て一期となせることすらあれば、此點より推して六箇月一期の事實を疑ふべきにあらず。

其後更に更代期の延長ありしと見え、天福二年(文暦元年)に至り、幕府は明年より改めて京都大番は六箇月を以て一巡と定め、一番より十二番迄の結番を行ひ、一番に當れるものは、明年正月より六月に至る迄在京すべきを令せり。(吾妻鏡)同年七月一日六波羅北條重時より深堀能仲が大番衆として正月より六月に至る六箇月間の大番勤務を了せることを幕府に届出ではこれが爲めなり。(深堀文書)然るに寶治元年十二月二十九日幕府は更に三箇月を以て京都大番の更代期と爲し、一番より二十二番迄の順位を定めたり。(吾妻鏡)此新徴兵令は永く行はれざりしと見ゆ、正嘉三年二月二十日、幕府は深堀太郎に向つて明年正月一日より同六月晦日に至る迄番頭足利三郎の催に随つて大番を勤仕せんことを令せり。(深堀文書)而して正安三年七月三日、和田助家が和泉國の御家人役として正月一日より六月晦日に至る迄内裏棟門役所の大番を勤仕せしを見るも、(和田文書)恐らく幕末に至る迄其變更を見ざりしならん。

御家人に對する大番役の更代勤務は幕府の命令に依るものにして、これを月充といふ。彼等に

して若し其更代期に至るも上京せざる時は、前の大番衆は其儘勤続するの已むを得ざるに至るを以て、文暦二年七月二十三日、幕府は一箇月遅參せるものは二箇月勤続せしむることせり。又御家人にして守護所の召集に應ぜざるものに向つては、文暦二年正月二十六日、守護の届出に依りて彼等の分限即ち所領の高に應じ、過料を徴して清水橋の修理費に充てしむることせり。大番衆の勤務中其監視すべき囚徒を逃走せしめたるもの亦同じ。(天福元年八月十五日の追加)

然るに元の來寇以來鎮西は其要衝に當ることとなりたれば、建治元年幕府は同地方の御家人をして専ら其警備に當らしむる爲め特に京都大番役を免除し、在京の武士を以てこれに代はらしめたり。然れば所謂在京の武士はもとより大番の義務を免除せられしと見えたり。

大番衆は番頭の指揮を受くるを要せり。前掲番頭足利三郎の外、寛元二年に大番衆として在京勤務中六波羅及び番頭城泰盛に届出の手續を取らずして出家せる新田太郎が所領没收の刑に處せられしこと吾妻鏡に見ゆ。

二 鎌倉大番役 鎌倉大番とは京都大番の内裏に於けるが如く、幕府即ち營中の警衛に當たるべきものにして、京都大番の制に倣ひしものなること、其名稱に據るも明かなり。然るに此大番の何時に始まりしやにつきては、猶ほ多少の研究を要するものあり。武家名目抄(大番の條)には頼經が鎌倉の主として迎へられし後、京都のそれに倣ひて此大番役を設け、諸國の武士が京都と

同じく番役を勤むることゝなれりとせり。此説に従へば、鎌倉大番役は幕府の創設と共に始まるものにはあらずして、頼經の京都より下向せし時に始まるなり。これ主として吾妻鏡貞應二年五月十四日條に「臺下番衆并侍大番勤仕之輩」云々の文あるに據りて説を立てしものなり。

此記事が吾妻鏡に於ける鎌倉大番の初見なりとするも、これを以て直に鎌倉大番其者が是時に生まれりと看做すべからず。現に幕府の三大機關の一たる侍所は、もと營中に於ける御家人の宿衛すべきところとして、鎌倉幕府の創立と共に開始せられ、其長官たる侍所別當は、或る特殊の事情に依りて、幕府の創立に先だちて選任せられたり。されば吾妻鏡に據るも、關東番役の事は、既に文治二年に見え、幕府にありても亦夙に京都大番の如き番役ありしこと疑を容れざるどころなり。然れば問題は幕府の創立以來の番役が、後世の如く大番役と稱せられ居りしや否やに止まるべし。

吾妻鏡嘉祿元年十二月二十一日條に據れば、頼朝の時より御家人は當番と稱して、或は一箇月或は二箇月間、日夜幕府の西侍に宿衛し、諸門の警固等に任じたりしなり。然るに建保元年五月侍所別當たりし和田義盛の兵を擧ぐるに當りて、幕府は兵燹に罹り、其後再造せられしも、規模狹隘にして、侍所の設けなく、且つ頼經は猶ほ幼稚なりしかば、承久元年七月頼經の下向後(二十八日)其座所に近き東小侍を詰所として、此に祇候することゝなし、侍所別當の外新に小侍所

別當を補せられたり。(吾妻鏡嘉祿元年十二月二十一日條)これに據れば、承久元年以後に於ては全く從來の西侍なきに似たり。然るに吾妻鏡(寛文版東鑑脱漏)嘉祿元年十月二十一日の條には左の記事あり、

次東西侍御簡衆事有其沙汰、若宮(○賴經)御幼稚之間、就御所近々東小侍可着到之由、御下向之始被定上者、不及子細、但西侍無人之條、似背古例乎、仍相州(○北條時房)以下可然人々者差進名代、門々如警固之事、連日夙夜可令致其勤也、遠江已下十五箇國御家人等、十二箇月依彼分限多少而可差充、雖爲自身出仕之日、可進名代於西侍(號之。大番)之由議定畢(○上下略)

所謂東西侍御簡衆とは、東侍及び西侍の着到に付くべき番衆をいふ。賴經下向の當時、東小侍に祇候するの制を始めたらしも、これもと事情已むを得ざるに出でしものにして、賴朝以來の前例にはあらずき。是を以て執權連署北條時房等の重なるものは、西侍に人なきを古例に背くものとなし、其名代即ち代官を此に置きて、諸門の警衛等を怠らざりしなり。然れども小侍所の新設以後、姑くは同所に重きを置きし爲めか、西侍に關する制度を設けざりしが、嘉祿元年十二月二十一日に至りて、遠江以下十五箇國の御家人として西侍の番役を負擔せしむることゝなれり。此規定に従へば、御家人の所領の高に依りて賦課することは、猶は京都大番の如きも、其更

代期は六箇月を延長して一箇年となせり。思ふに遠江以下の十五箇國は國名を明示せざれども、所謂東國に屬するものなるべきを以て、彼京都警衛の武士を主として京都近國に取りしが如く、勤務上の便宜は與へられ居りしものならん。而して幕府に於て現に職務を有するものと雖ども、これを免除せらるゝことなく、其代官を出だして番役に従はしめしが如き、幕府が如何に此兵役を重要視したりしかを知るべきなり。

吾妻鏡の此記事中注意すべきは、西侍の番役を大番と號すとの分註是れなり。これに據れば、大番の稱は是時に始まるに似たるも、同書にはこれより二年前なる貞應二年五月十四日條に於て、現に侍大番の稱見たり。且つ此大番は頼經下向の時に始めたる東小侍の番役をいふものにあらずして、却つて頼朝の時より存するところの西侍の番役をいふものなり。故に彼吾妻鏡貞應二年五月十四日の條に臺下番衆併侍大番勤仕之輩とあるものゝ如き、西侍の侍大番に對して東小侍の番衆をば臺下番衆といへるなり。

これに依りて觀れば、小侍が頼經の下向後に新設せられしことは事實なるも、大番は決して頼經の時に始まりしものにあらずして、幕府創設以來の制度たるなり。但吾妻鏡には頼朝の時御家人が「當番」と稱して祗候せしことを載するも、大番と稱せしことを載せず。且つ東小侍の新設は西侍のなきに依るといへば、西侍の宿直は幕府の燒失後、一旦中絶に歸し、時房等に依りて再興

せられたりし後に於て、始めて大番の稱を生せしやも未だ測り知るべからず。然るにこれ唯名稱の論のみ。鎌倉大番の事實に於ては幕府の創設以來既に儼存せし事を記せざるべからず。

頼朝の時代に於ける鎌倉の番役が、嘉祿の制の如く、或る地方に限りて御家人に課せられしや否やにつきては、これを確むべき資料に乏し。然れども現存の史料に基きて試みに臆測を下せば、當時未だ此くの如き規定なかりしに似たり。吾妻鏡建久四年十月二十九日條に、幕府が其倉庫より米百石、及び大豆百石を出だして遠國より鎌倉に來れる御家人に賑給せしことあり。彼等は恐くは幕府の番役に従ひつゝありしものなるべし。但同書文治二年正月十日條に、頼朝が、新に攝津國貴志の輩を其御家人に加ふると共に、彼等に向つては特に「關東番役」を免除して、これに代ふるに京都守護たる藤原能保の第の宿直を以てせることを載せたり。これ後世に於ける六波羅の宿衛の如きものなるべし。

鎌倉の番役は其更代期限、一箇月か、長くも二箇月を超過せざりしのみならず、警衛事務の繁閑難易も亦京都の比にあらざりしより、幕府は建久四年二月二十八日令を發して在京武士の功は「關東近士」より重からしめたり。此所謂關東近士とは幕府に出仕するもの、謂なれど、京都警衛の御家人に對して、これを狹義に解釋し鎌倉警衛の御家人を指せるものと看做すを得べく、又これを廣義に解釋するも、彼等が亦其中に包含せられ居たりしを否むべからず。

三 鎮西守護所大番役 此他大友文書に據れば鎮西の地頭御家人に對して守護所大番役を課することありしと見わたり。即ち同書建久六年八月二十五日肥前國押領使藤原宗家の注進狀に於ては、其一部として、肥前國御家人の一番より二十八番迄に分ち、九月一日より三日毎に更代結番すべきことを載せたり。果たして然らば彼元の來寇につきて始められたる博多警固番役に類せるもの、既に是時に存せりとなすべし。此注進狀には中原親能の袖判あり、これ親能が是時鎮西守護たりしに依るべし。是より先き天野遠景、鎮西奉行人として鎮西に於ける御家人を統率したりしが建久六年五月幕府が、親能を鎮西守護人となすの政所下文大友文書に見ゆ。然るに此下文は其文體といひ様式といひ、並びに疑ふべきものあるのみならず、吾妻鏡には親能の鎮西守護に補せられしことを載せずして、却つて下文に五月鎮西は發向せしめられたる筈の親能が、京都守護として八月六日在京しつゝ、ありしことを載せたり。而かも鎮西守護所大番の當時に存せしことは、更に疑を容るべくもあらざるなり。